

**○レッドゾーンはどのような区域ですか？**

傾斜角度30°以上、高さ5m以上の急傾斜地で、崩落した場合に建築物の破損が生じ、生命や身体に著しい危険が生じる恐れがあると認められる区域です。

**○どのような調査を行って区域を決めているのか？**

レッドゾーンは、航空写真から作成した地形図をもとに、現地調査を行い、斜面の勾配や高さを、谷の形状や勾配などを確認してから、国が定めた算定式により区域を設定しています。

**○なぜ、土質は考慮していないのか？**

過去の発生事例から見ても、土質での危険度の違いは一概に言えず、あくまで地形で判断しているため、全国統一の条件となっています。

**○過去の災害履歴は考慮されているのか？**

過去の災害履歴や山腹の荒廃等は考慮していません。あくまで地形要件から指定しています。近年は、過去の災害履歴に関係なく、どこで土砂災害が起こってもおかしくない状況となっています。

**○レッドゾーンに指定されると固定資産税はどうなるか？**

固定資産税の補正（減額）については、他市の状況も踏まえ実施する方向で検討しています。

**○レッドゾーンの見直しはありますか？**

概ね5年に一度、見直すことにしています。

**○対策工事が実施されるとレッドゾーンの指定は消えるのか？**

対策の効果を見込みますので、レッドゾーンが消えたり、縮小したりすることはあります。地形の状況により違いがありますので、都度、判断することになります。

**○構造規制とは何か？**

レッドゾーン内で居室を有する建築物を新築または増築する場合は、土砂災害による衝撃に対して安全な構造（コンクリート造の壁の設置等）としなければなりません。

**○建築確認の必要なケースと不要なケースは？**

都市計画区域外では建築確認申請が不要な建築物であっても、レッドゾーン内で居室を有する建築物を新築または増築する際は建築確認が必要となります。ただし、10㎡以下の増築やリフォーム修繕等は建築確認申請は不要です。

**○レッドゾーンに指定されると建物が建てられないのか？**

建築物は建てられますが、居室を有する建築物は壁を補強する等土砂災害による衝撃に対する措置を行う必要があります。（居室を有しない車庫、倉庫等は壁補強等の義務はありません。）